

建管 一 228
平成15年4月18日

各 部 局 長
公 営 企 業 管 理 者
秋 田 県 教 育 長
秋 田 県 警 察 本 部 長 様
建設 交 通 部 各 課 所 長
各 地 域 振 興 局 長

秋 田 県 建 設 交 通 部 長

中小建設業者の受注機会の確保対策について（通知）

国・地方を通じた構造改革が進む中、国の本年度予算においては、公共事業費が昨年に引き続き削減されるなど、全国的な建設投資の減少傾向の中、建設業にとってますます厳しい経営環境となっております。

本県の建設業もこうした影響を強く受けしており、昨年の県内建設業者の倒産については、ここ数年を大幅に上回るペースで発生し、県内の倒産による離職者数においても、その過半数を建設業からの離職者が占めるに至っております。

こうしたことから、建設交通部発注工事については、建設業における緊急雇用対策の一環として、昨年10月から、より多くの県内建設業者が受注の機会を得られるよう、分離・分割による発注を実施してまいりましたが、新たな年度を迎えるにあたり、一向に景気回復の兆しを見いだすことができない状況から、これを、全庁的な取り組みとして実施していただくようお願いします。

なお、分離・分割発注の実施にあたっては、入札・契約制度の適正な事務処理の下、次に掲げる事項に留意したうえで、積極的に取り組んでいただくようお願いします。

また、「中小建設業者の受注機会の確保について」（平成14年10月17日付け建管－1716）は、廃止します。

1 対象工事等

分離・分割による発注対象工事は、県が発注する県単独工事及び国庫補助金等による一般土木工事、農業農村整備工事及び森林整備工事とし、建築工事等においても可能な限り、分離・分割による発注に努めることとするが、その実施にあたっては、工事に係る施工の合理性及び効率性の確保に留意することとする。

2 対象工事の規模等

(1) 分離発注を実施する工事の要件

- ア 当初発注予定の請負対応額が3億円未満の工事であること。
- イ 分離後のそれぞれの工事の請負対応額が原則として1千万円以上となる工事であること。
- ウ 県内業者による施工工種とし、舗装工事、法面工事、鋼構造物の工場製作・設備工事等であること。

(2) 分割発注を実施する工事の要件

- ア 当初発注予定の請負対応額が3億円未満の工事であること。
- イ 分割後の1工区当たりのそれぞれの工事の請負対応額が、原則として1千万円以上1億円未満となること。

3 削除

4 入札参加者の選定等にあたっての留意事項

分離・分割後の工事において、同一業者が複数の入札に参加することが想定される場合は、次の事項に留意すること。

- ア 指名通知（条件付き一般競争入札に付す工事にあっては入札の公告）に、一の工事の入札において次のいずれかに該当することとなった者は他の工事の入札に参加できない旨を付記すること。
 - (ア) 落札者又は落札候補者
 - (イ) 低入札価格調査制度を適用する工事の入札において（ア）に該当する者がいなかった場合、調査基準価格を下回り、かつ失格判断基準価格以上の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者（ただし、詳細調査を実施することとなった者を除く）
- イ 入札は、同一日に連続して（原則として請負対応額が大きい工事から順に行うものとする。）実施すること。
- ウ 入札執行の際は、アに掲げる通知事項を改めて入札参加者に周知した上で、1件ごとに入札及び開札を行うこと。

5 削除

6 工事費の積算

分離、分割のいずれの発注においても、一件毎に適正な設計計画の設定に努めること。

7 分離・分割発注による実施期間

工事の入札に伴う指名通知の日を基準日とし、本通知の施行日から当分の間、実施することとする。

(平成18年2月28日建管－2346	一部改正（平成18年3月20日から施行）
(平成19年3月29日建管－2423	一部改正（平成19年4月1日から施行）
(平成19年9月27日建管－1394	一部改正（平成19年10月1日から施行）
(平成20年9月29日建管－1604	一部改正（平成20年10月1日から施行）
(平成25年6月28日建政－693	一部改正（平成25年7月1日から施行）
(平成28年9月20日建政－868	一部改正（平成28年9月20日から施行）